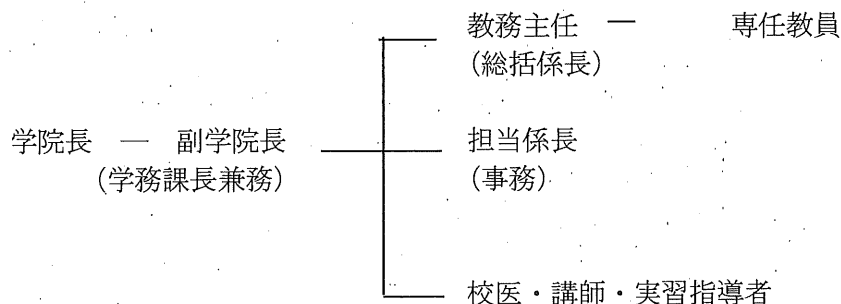


設 置 基 準

- 1) 設置主体 釧路市
- 2) 名 称 釧路市立高等看護学院
- 3) 所 在 地 釧路市春湖台1番18号
- 4) 学 則
- (1) 入学資格 学校教育法第90条に該当する者
 - (2) 修業年限 3年
 - (3) 定 員 1学年30名(総数90名)
 - (4) 学 年 4月1日～翌年3月31日
 - (5) 学 期 2期 前期 4月1日～ 9月30日
後期 10月1日～翌年3月31日
 - (6) 休 業 日 ①土曜日 日曜日
②国民の祝日に関する法律に規定する休日
③学院記念日(5月1日)
④春季休業日(3週間)
⑤夏季休業日(4週間)
⑥冬季休業日(4週間)
⑦その他、特に休業日とすることが必要であると認める日
 - (7) 授業時間 1講 — 45分(1時間)
1日 — 8講以内
1週 — 30時間以内

始 業	9:00	～	終 業	17:00
1 講	9:00	～		9:45
2 講	9:55	～		10:40
3 講	10:50	～		11:35
4 講	11:45	～		12:30
5 講	13:30	～		14:15
6 講	14:25	～		15:10
7 講	15:20	～		16:05
8 講	16:15	～		17:00

(8) 学院運営組織図



沿革

—— 沿革 と 概 要 ——

昭和 11 年 4 月	市立釧路病院附属看護婦養成所開設（卒業生 13 名）
昭和 13 年 5 月	市立釧路病院附属乙種看護婦養成所開設
	所在地 釧路市幣舞町 10 番地 養成所所長 滝本庄蔵
昭和 26 年 11 月	市立釧路病院火災で校舎焼失、生徒は分院で学ぶ（本院 大町 4 丁目付近第一分院 富士見 3 丁目現富士見交番裏 第二分院 北大通り 5 丁目）
昭和 28 年 3 月	市立釧路病院附属乙種看護婦養成所閉所
昭和 28 年 4 月	市立釧路病院附属准看護婦養成所開設 第 1 期生 19 名入所
	養成所所長 玉真俊雄 教務主任 菅原ゆき
昭和 43 年 3 月 24 日	保健婦助産婦看護婦法第 28 条第 2 項の規定による看護婦養成所として指定される
昭和 43 年 4 月	釧路市立高等看護学院看護婦 2 年課程開設（定員 30 名）
	第 1 期生 21 名入学
	所在地 釧路市幣舞町 10 番地 市立釧路総合病院 B 棟に併設
	学院長 本田迪康 副学院長 広瀬正雄
	事務長 名畑正二 教務主任 高橋京子（鍵本）
昭和 43 年 11 月	釧路市立高等看護学院 2 年課程（各種学校）認可される。（学校教育法第 83 条第 3 項の規定）
昭和 59 年 3 月	市立釧路総合病院附属准看護婦養成所閉所（卒業総数 571 名）
昭和 59 年 9 月	釧路市春湖台 1 番 18 号に校舎新築移転
昭和 60 年 1 月	3 年課程認可（昭和 60 年 1 月 26 日）
昭和 60 年 4 月	釧路市立高等看護学院看護婦 3 年課程開設（各種学校 定員 30 名）
	第 1 期生 30 名入学
	学院長 本田迪康 副学院長 渡辺正二
	事務長 佐藤 宏 教務主任 鍵本京子
	※組織改革 市役所市民部健康管理課高等看護学院となる（予防係の一施設として位置付け）（それまでは市立病院看護課）
昭和 62 年 3 月	看護婦養成 2 年課程第 18 期生 28 名の卒業を以て閉科（2 年課程指定取り消し 卒業総数 407 名）
昭和 63 年 4 月	第 2 代学院長 伊藤勇市就任
平成 2 年 4 月	カリキュラム改正（平成 2 年 4 月入学 第 6 期生から実施）
	第 3 代学院長 川村幸次郎就任
平成 3 年 4 月	第 4 代学院長 谷藤順士就任
平成 7 年 2 月	学校教育法第 82 条の 8 項の規定による専修学校認可（平成 7 年 2 月 23 日）
平成 7 年 4 月	校歌完成（作詞 佐藤義雄氏 作曲 鹿内 直氏）11 期生入学式で披露する
平成 7 年 11 月	3 年課程 10 周年を節目として記念誌発刊
平成 8 年 9 月	保健婦助産婦看護婦学校養成指定規定の一部改正する省令が公布
平成 9 年 4 月	カリキュラム改正（平成 9 年入学 13 期生から実施）
平成 9 年 8 月	カリキュラム改正に伴い 3 年計画で学内の改築開始
	平成 9 年度在宅看護実習室・ゼミナール室設置
平成 10 年 4 月	専任教員 8 名（厚生省指定）
	※組織改革 市役所保健福祉部健康推進課高等看護学院となる
平成 10 年 10 月	釧路市立高等看護学院創立 30 周年記念事業実施
	記念式典（平成 10 年 10 月 31 日） 記念講演・記念誌発刊 情報科学実習室設置
平成 11 年 10 月	学生寮廃止し、物品庫・書庫・学生更衣室に改造
平成 14 年 4 月	※組織改革 保健福祉部高等看護学院となる（課に昇格）
平成 15 年 4 月	第 5 代学院長 吉田豊就任
平成 18 年 4 月	※組織改革 こども保健部高等看護学院課となる
平成 21 年 4 月	カリキュラム改正（平成 21 年入学 25 期生から実施）
平成 22 年 4 月	※組織改革 市立釧路総合病院高等看護学院課となる
平成 23 年 4 月	第 6 代学院長 飯塚桂司就任
平成 29 年 4 月	第 7 代学院長 米澤和彦就任
平成 31 年 4 月	第 8 代学院長 足立憲昭就任
令和 2 年 4 月	新校舎移転
令和 4 年 4 月	カリキュラム改正（令和 4 年度入学 38 期生から実施）
令和 5 年 4 月	第 9 代学院長 今泉俊雄就任
令和 7 年 4 月	第 10 代学院長 中村裕之就任

釧路市立高等看護学院校歌

作詞 佐藤 義雄
作曲 鹿内 直

いた の ー ち か な で る ミ ズ ー バ ショー
せ い つ げ ん を ま う タ お ン ー の か ー
ウ と し つ げ ん さ ん ー か よ み ー が え
の し き よ ら な す が ー た む ね ー に ひ
り め かんごを めざす ステージに たーてる ひとみに
めぐみの おかに はぐくまれ ナースキャップの
とうとき いのち ささえあう みとりの ひーびに
ひかりあ りとも に はげも う あ あ ーしゅんこだ
ほこりも ちうけつ ぎ ゆこー う
かかるに じあす を めざそ う
い ま な び ー の そ の ー に の ち さ ぞ か ー み あ
れ れ れ 三 二 一 ち え あ

れ
れ
れ

三

二

一

雪原を舞う タンチョウの
清らかな姿 胸に秘め
尊きいのち 支え合う
みとりの日々 にかか
明日をめぐそう 虹
ああ春湖台 栄えあれ
学びの園に

太平洋の潮の香と
四季を織りなす春採湖
恵みの丘に はぐくまれ
ナースキャップの誇りも
受け継ぎよう
ああ春湖台 誓いあれ
学びの園に

いのち奏でるミズバショウ
湿原讃歌 よみがえり
看護をめぐすステージに
立てるひとみに 光りあり
ともに励もう
ああ春湖台 望みあれ
学びの園に

校歌 1995年(平成7年)3月、3年課程10周年を記念してつくり、同年4月11日、
第11期生入学式で披露した。

釧路市立高等看護学院教育目的・目標

理 念

科学的思考を基盤とした看護の実践力、保健・医療・福祉全般にわたる広い視野、豊かな人間性を備えた人材を育成する。

教育目的・目標

1. 教育目的

看護師として必要な知識及び技術を習得し、豊かな人間性と倫理観を養い、専門職業人としての自覚と責任を持ち、地域医療の充実に貢献し得る看護師を育成する。

2. 教育目標

- 1) 看護の対象である人間を多面的に把握し、統合的に理解できる能力を養う。
- 2) 人間のライフサイクルにおける健康の意義を理解し、あらゆる健康のレベルに対応できる能力を養う。
- 3) 看護の基礎的知識、技術を習得し、看護職としての基本的態度を身につける。
- 4) 保健・医療・福祉の概念を理解し、チーム医療における看護の役割と責任を果たせる能力を養う。
- 5) 専門職業人として主体的に学習を継続し、研究的態度を養う。

学年到達目標

- 1 学 年
 1. 健康的な生活習慣を確立する。
 2. 問題意識をもって、ものごとを考えられる。
 3. 自主的に学ぶ姿勢と感性を養う。
 4. 看護概念及び基礎的看護技術を習得する。
 5. 研究の基礎を学ぶ。
- 2 学 年
 1. 保健・医療・福祉を取り巻く社会状況に関心をもつことができる。
 2. 医療従事者としての自覚をもち、相手の人格を尊重したかかわりができる。
 3. 看護の対象を理解し、基本的な看護過程の展開ができる。
 4. 看護研究を展開できる。
- 3 学 年
 1. 自己の看護観を明らかにし、看護者としての姿勢を確立する。
 2. 看護の責任を果たせるよう、保健・医療・福祉の中での看護の位置づけ、役割を自覚できる。
 3. 主体的に研究を継続する態度を養う。

釧路市立高等看護学院の教育方針

釧路市立高等看護学院(以下本学院とする)では、教育理念に基づいて、実践力があり、地域医療に貢献できる人材の育成を目指しています。

教育理念の実現に向けて、各学年での到達目標を掲げ、卒業時までには何をどのように学び、何を身につけるとよいかという観点から、本学院の特色をふまえたアドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)、カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)、ディプロマポリシー(期待される卒業生像)を策定しています。

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

本学院は、教育理念・目的に基づいて、高等学校での教育段階までに次のような資質を身につけた人を受け入れます。

1. 自己をふり返り、誠実な行動ができる人
2. 看護師になり地域に貢献する強い意志をもつ人
3. 基礎学力を有し、主体的に学ぶ意欲のある人
4. 人への思いやりの心を持ち、人間関係を構築できる人
5. 自己の考えを表現し、他者の考えにも耳を傾け行動できる人
6. 生活を整え、心身ともに自己管理できる人

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学院では、ディプロマポリシーを達成するために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1. 科学的根拠に基づく看護実践の基盤として、基礎的および専門的な知識を学習できる科目を配置する。
2. 社会の変化に目を向け、多様な文化や価値観に触れ看護の対象の理解を深められる科目を配置する。
3. 看護への関心を高め、問題や課題を自ら発見、探求することができ、生涯にわたり自己研鑽できる力を養成する科目を配置する。
4. 1年次から地域・在宅看護論や健康支援の履修、更に地域・在宅看護実習を行うことで、地域包括ケアシステムを系統的に学ぶことができるよう科目を配置する。
5. 臨地実習では、多くの経験を通して他者と信頼関係を築くことや、看護職としての態度を養うための科目を配置する。
6. 臨地実習や演習で多くの事例やシミュレーションなどを活用し、実践能力が高められる科目を配置する。
7. 看護を学ぼうと必要とする基礎分野、専門基礎分野、専門分野、それぞれにおいて、学年毎に積みあがるような科目を配置している。

◎基礎分野

幅広いものの見方、考え方、人間を理解するための素地を学ぶため哲学、社会学、心理学、教育学、行動科学などのほか、コミュニケーションや日本の文化、情報科学などの科目を配置している。また、体力や精神力や協調性を身につけるため、保健体育を1年次と2年次にも科目として配置している。

◎専門基礎分野

看護の対象である人体の構造を理解し、疾病の成り立ちと回復の促進を関連付け、臨床判断力などに必要な基礎的能力を強化するための科目を配置している。

解剖生理学では導入の時間を設け、事前に調べ学習などをして講義をより理解できるような内容としている。

また、健康支援という科目を設定し、地域で暮らす人々が健康に生活する視点を養い、心の健康や発達など理解できるような内容とし、専門分野につなげている。

◎専門分野

基礎看護学では対象を理解し、人間関係を築くための能力の習得や原理原則を踏まえた基礎的な看護技術を演習などを通して習得する内容としている。成人臨床看護Ⅰ～Ⅳでは、最後にまとめとして演習を取り入れ、臨床実践能力の強化を図っている。

地域・在宅看護論では、地域包括システムの中でその役割を遂行できる看護師の養成を目指している。
1年次より地域で生活している人が対象であることを意識するために臨地実習を配置している。また対象
や療養の場の多様化により多職種との連携やマネジメントの視点なども強化する内容としている。
更に看護における倫理観を養うための科目も配置している。更にそれぞれの領域において看護過程につい
て学修する科目を配置している。

看護の実践と統合では、自然災害が多い国土の特徴や気候変動などの影響により、被災病者へ医療・看護
が必要であり、それを学ぶ災害看護という科目を配置している。

ディプロマポリシー（期待される卒業生像）

本学院は、教育理念・目的に基づいて、以下のような能力を身につけ、所定の単位を取得した学生に、卒
業を認定し、専門士の称号を付与します。

1. 人間を尊い存在として幅広く理解する能力を身につけることができる。
2. 対象に関心を持ち、良好な人間関係を築くことができる。
3. 科学的根拠に基づき、安全安楽な看護を実践することができる。
4. 社会の変化に目を向け、地域で暮らす人々への支援を行うことができる。
5. 看護への関心を高め、探求心を持ち続けることができる。

主 要 概 念

	概 念
人 間	1. 身体的、精神的、社会的に統合された存在である。 2. 人間は、自然環境及び社会環境との相互作用のなかで生活し、絶えず変化している存在である。 3. 人間は成長発達し続ける存在である。 4. 人間は、感情、理性、思考能力をもち、様々なニーズを充足しながら行動している。 5. 人間は尊厳を有する存在である。
環 境	1. 環境とは人間を取り巻くすべてを指し、社会的環境、自然的環境、文化的環境に大きく分ける。 2. 環境は人間と相互作用し合って、人間の健康に影響を与えている。
健 康	1. 健康とは身体的、精神的、社会的にバランスがとれている状態であり、自分の能力を最大限に発揮できる状態である。 2. 健康は個体要因と環境的要因との相互作用により成り立ち、常に流動的に変化する。 3. 健康は個別的なものであり、自らの責任によってつくりだされるものであると同時に、社会システムとして保障されなければならない。
看 護	1. 看護は人間を対象として、対象との相互関係によって成り立つ。 2. 看護は個々の健康の保持、増進、健康の回復（安らかな死）を目的とし、基本的ニーズの充足、自立（セルフケア）への援助を行う。 3. 看護は対象の健康上の問題を判断し、個別に解決していくプロセスである。 4. 看護はヒューマニズムにもとづく実践の科学であり、アートである。 5. 看護は保健、医療、福祉チームの一員としての独自の機能と役割を担うものである。 6. 看護は社会変動のニーズに対応するものである。
学 習	1. 学習とは、学習者が主体的に経験を生かし、自己成長していく過程であり、内発的動機づけで促進されるものである。 2. 教育とは、学習者が自己成長できるよう、個人の成長、発達の潜在能力を最大限に引き出すよう、学習環境を整えることである。 3. 学習者と教育者はともに影響し合い向上する。 4. 学習者は、専門職として将来にわたって自己啓発に努める責任がある。

DP

1.人間を尊い存在として 幅広く理解する能力を身 につけることができる。	2.対象に関心を持ち、良 好な人間を築くことがで きる。	3.科学的根拠に基づき、 安全安楽な看護を実践す ることができる。	4.社会の変化に目を向け、 地域に暮らす人々への支 援を行うことができる。	5.看護への関心を高め、 探求心を持ち続けること ができる。
--	------------------------------------	---	---	--------------------------------------

臨地実習（総合、成人Ⅲ、母性、小児、精神、地域・在宅Ⅲ・Ⅳ）
<専門分野> 看護管理、看護実践と医療安全、災害看護と国際看護、看護研究

3年

<専門分野> 地域・在宅看護方法論Ⅲ、精神臨床看護Ⅱ、精神看護過程
<基礎科目> 行動科学
<専門基礎分野> 社会福祉、関係法規、保健医療論

4.看護への関心を高め、探求心を持ち続けることができる。

臨地実習（基礎看護学実習Ⅱ、成人老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ、地域・在宅看護実習Ⅱ）
--

臨床看護総論 地域・在宅看護看護概論Ⅱ 成人臨床看護Ⅰ～Ⅳ 小児臨床看護Ⅰ・Ⅱ 母性看護学概論、 精神看護学概論 地域・在宅看護方法論Ⅰ・Ⅱ 成人看護過程 小児看護過程 母性臨床看護Ⅰ・Ⅱ 精神臨床看護Ⅰ 地域・在宅看護過程 認知症の看護 母性看護過程	<専門分野>
---	--------

英語Ⅱ、情報科学、保健体育Ⅱ、教育学	<基礎科目>
薬理学・治療と検査	<専門基礎分野>
公衆衛生学	<専門基礎分野>
看護研究方法論Ⅱ	<専門分野>

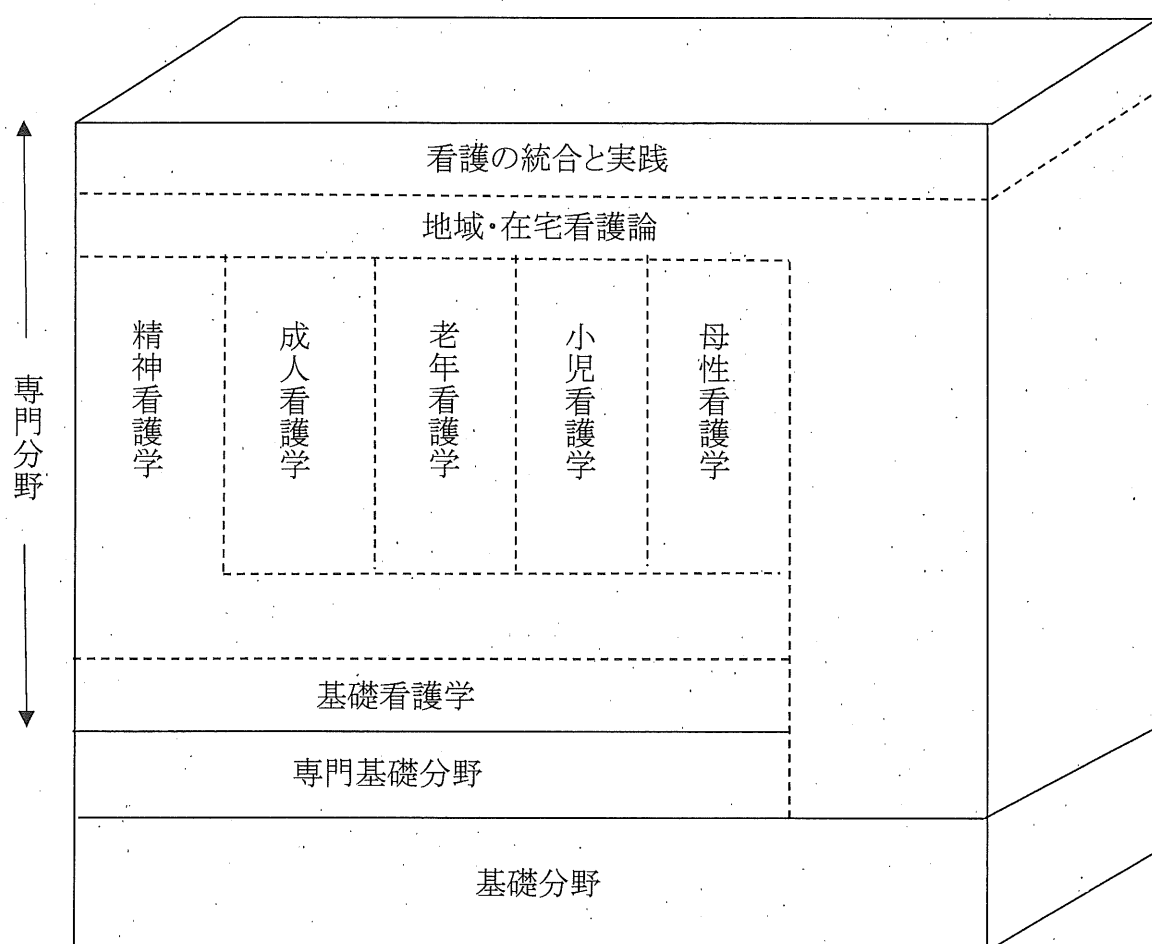
5.看護への関心を高め、探求心を持ち続けることができる。

臨地実習（基礎看護学実習Ⅰ-1、Ⅰ-2、地域・在宅看護実習Ⅰ）

看護学概論、看護倫理、基礎看護学方法論Ⅰ～Ⅶ、看護過程	<専門分野>
哲学 社会学 コミュニケーション 心理学 英語Ⅰ 文章表現 保健体育Ⅰ 日本の文化	<基礎科目>
解剖生理学、生化学、病理学、栄養学、 微生物学、疾病治療論	<専門基礎分野>
健康支援	<専門基礎分野>
看護研究方法論Ⅰ	<専門分野>
成人・老年・小児看護学概論、老年臨床看護、老年看護過程、地域・在宅看護概論Ⅰ	<専門分野>

1年

看護教育課程の構造図



基礎分野は、幅広いものの見方、考え方、そして看護職に必要な人間の理解につながる分野であり、専門基礎分野、専門分野の基礎として土台に位置付けた。

専門基礎分野は、看護を学ぶ上での基礎となるため次の段階の土台と考えた。

看護学の基盤を基礎看護学とし、各看護学に共通した要素として精神看護学をおき、小児・母性・成人・老年看護学を並立させ、それぞれ関連しあっていることを表現している。地域・在宅看護論は、各看護学、更に社会支援とのかかわりも深く専門基礎分野と関係していることを表している。

上部に看護の統合と実践をおき、これまで学んできた知識・技術を統合した看護を実践することを表現している。